

長野県での登山は「登山計画書」の提出が必要です！

新緑が美しい、爽やかな季節となりました。

「そうだ、山に行こう！」と登山を計画している方に、大切なお知らせです。

長野県内で指定された登山道（指定登山道）を通行する場合は、登山計画書の提出が必要です。

登山計画書とは、事前の情報収集により登山の計画を立てることで、登山する「山の名称」「登山者の名前や連絡先」「行動予定」「装備品」などを記載し、登山前に行政や警察（長野県の場合は県）に提出します。

事前に登山計画書を作成することで、山の特性を知り、十分な準備をし、安全で楽しい登山をしましょう。

登山計画書の提出は、万が一遭難したときの迅速な救助にもつながります。

登山計画書の提出方法には、「オンライン」「FAX」「郵送および持参」「登山ポスト」がありますが、遭難時の対応が迅速なオンラインによる提出がお勧めです。

・オンライン

登山届システム「コンパス」、登山地図アプリ「YAMAP」、または「ながの電子申請」から提出可能です。

・FAX

届出専用のFAX番号に登山計画書をお送りください。

・郵送および持参

長野県観光部山岳高原観光課「登山計画書」担当あてに郵送または持参してください。

・登山ポスト

登山口にある登山ポストに投函してください。

登山ポストがない登山口もありますので、事前にご確認ください。

登山計画書の提出が必要な山、登山計画書届出専用FAX番号、登山計画書を郵送で提出する場合の送付先など、詳しい内容については、長野県のホームページに掲載されています。

「長野県」「登山計画書」で検索してみてください。

登山計画書を提出し、安全に登山を楽しみましょう！！